



起業化計画を募集します



～起業支援補助金制度～

起業支援補助金は、地域資源を活用して新たに事業を開始しようとする人を支援する補助制度です。補助金の交付を受けるためには、起業化計画の募集に応募し、あらかじめ認定を受ける必要があります。

応募要件



次の全ての要件を満たすことが必要です。

- 町内に住所および活動拠点を有する個人、団体または法人
- フランチャイズチェーンに加盟していない人
- 町税などを滞納していない人

補助対象事業



次の全ての要件を満たすことが必要です。

- 新たに開始すること（既存の事業者が新たに他の業種の事業を開始する場合を含む）。
- 地域の資源（人材、技術力、原材料など）を活用して行う事業で、地域課題の解決など、町の活性化に資すると認められる事業であること。
- 継続が見込まれる事業であること。
- 宗教活動、政治活動、公序良俗に反する活動およびこれらに類する事業でないこと。

補助対象経費



①開業準備経費

- 起業に向けたマーケティング・リサーチ、研修、法人登記などに要する経費

②施設設備費

- 事業所の整備工事費、設備・機械などの購入経費
- 土地、建物、設備・機械などの借入経費（対象期間は12カ月以内）

③運営経費（対象期間は12カ月以内）

- 技術導入経費、広告宣伝経費、その他運営に必要な経費

④雇用経費（対象期間は12カ月以内）

- 雇用者（雇用保険加入者に限る）の人事費（役員、家族を除く）

※①～④のうち、他の補助制度から補助金などを受けたものがある場合は、その経費は除きます。

補助額



補助対象経費の2分の1以内

補助限度額



300万円

※開業準備経費および施設設備費は200万円を上限とし、運営経費および雇用経費は100万円を上限とします。

応募方法など



起業化計画書を提出し、町の起業化計画認定審査会において認定された事業に対して補助金を交付します。

①応募書類

- 応募申込書
- 起業化計画書（添付書類を含む）

- 完納証明書

②提出期限 8月31日（木）午後5時

③提出先 商工観光課商工業立地推進係

※起業化計画の募集に応募した人は、起業化計画認定審査会に出席していただきます。審査会の日程などは、後日通知します。

※完納証明書は、町民税務課に交付申請してください（手数料がかかります）。

※町ホームページから「起業化計画書」などの様式をダウンロードすることができます。

健康コラム



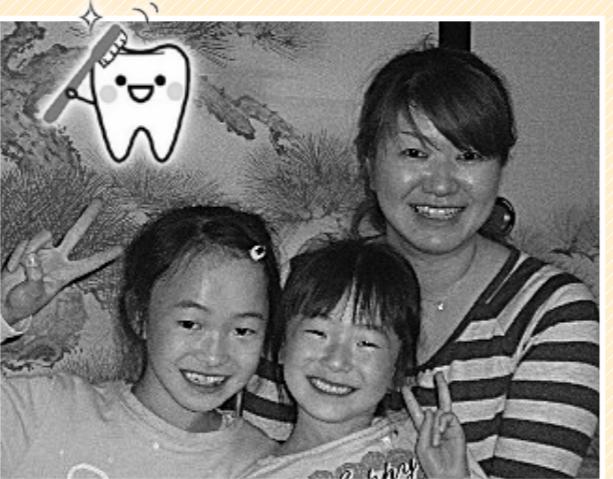
『教えて!あなたの健康づくり』

今年度このコーナーでは、町内で健康づくりを頑張っている人にスポットライトを当て、その取り組みを紹介していきます。

今回は、保健福祉推進員や健康づくり隊員としても活躍されている戸倉寺浜地区の及川八千代さんにインタビューしました。

Q 健康づくりで頑張っている取り組みは何ですか？

私は毎日の歯磨きを頑張っています。食べることが体作りにつながるということを最近は強く感じているので、食事をきちんとするために口腔ケアを頑張っています。また、最近は歯ブラシの他にも、以前までは使っていたなかったフロス（糸ようじ）も使ってます。フロスを使い始めてからは使用後の効果を特に実感していて、今では娘と一緒に時間かけて磨くのが日課になっています。



Q 以前から口腔ケアを意識して取り組んでいましたか？

震災の少し前までは、虫歯ができたら歯科受診をし、治療をしたらそれで終わりというのが普通の感覚だと思っていました。ですが、現在のかかりつけの医院に通い始めてからは予防歯科の大切さを実感し、歯科受診をする目的は“治療をするためではなく、予防をするため”という考え方になりました。予防歯科を意識し始めてからは、歯ブラシや歯磨き粉を自分に合ったものを選び丁寧なブラッシングとうがい1回を徹底して子どもと一緒に日々のケアに努めています。

Q 今後も続けていきますか？

はい。現在も月に1回は通院をしてメンテナンスをしているので、これからも継続していく、“自分の歯でいつまでもおいしくご飯を食べること”が目標ですね。あとは虫歯予防だけでなく歯周病予防も意識をして取り組んでいきたいです。

〈町の管理栄養士から〉

及川さんへのインタビューの中で、予防歯科の大切さについて何度も話されましたが、そのとおりだと思いました。虫歯がなくてもメンテナンスすることの大切さ、歯のケアのため、間食などの甘い飲み物を控えること、自分自身も振り返るいい機会となりました。町では今年度から、虫歯予防のための“フッ素塗布”を1歳6ヶ月児健康診査、2歳児、2歳半歯科健康診査でスタートしました。口腔ケアは子どもから大人までの全員が取り組むべき課題だと思います。皆さんも、自身の生活を振り返ってみて、毎日の歯磨きから始めてみてはいかがでしょうか。

● 保健福祉課健康増進係 ☎46-5113

お詫びと訂正

6月1日号の「歯科休日当番医」で記載した内容に誤りがありました。お詫びし、次のとおり訂正します。
6月25日(日) 菅野歯科医院(古町) ☎22-2235 ○正→菅原歯科医院(南郷) ☎24-1818

宮城県低炭素型水ライフスタイル導入支援事業補助金のお知らせ

【対象】次の全ての要件を満たすことが必要です。

- ①県が定めた基準に適合する低炭素社会対応型浄化槽（設置主体が個人のものに限る）、節水型トイレ、節湯水栓2口以上（以下「節水型機器等」）の全てを新たに設置すること。
 - ②節水型機器等の設置工事が平成28年4月1日以降に竣工し、かつ浄化槽の使用開始後に市町村への届出が義務づけられている「浄化槽使用開始報告書」の使用開始日が平成29年1月1日から12月31日までであること。
 - ③節水型機器等を設置した建物に居住していること。
 - ④全ての県税に未納がないこと。
 - ⑤県が運営する「わたしのe行動宣言」に登録していること。
- 【補助金額】1世帯6万円
- 【補助予定数】先着300世帯（来年1月31日締切）（補助予定数を超えた場合、期間内でも受け付けを終了します）
※申請方法など詳しくは、問い合わせまたは、県ホームページをご覧ください。

宮城県低炭素型水ライフスタイル 検索

● 宮城県循環型社会推進課 ☎022-211-2648

都市計画の説明会および縦覧

町では、志津川地区の将来を見据えた、まちづくりの目標を検討するとともに、復興工事を進めています。

このたび、志津川地区の用途地域の変更および地区計画について、説明会および縦覧を行います。

■説明会

6月29日(木)午後6時30分～ 役場2階大会議室
7月2日(日)午後1時30分～ 役場2階大会議室
※どちらも自由に参加できます。

■計画案の縦覧

【内容】

「志津川都市計画区域の用途地域の変更」「南三陸町志津川都市計画地区計画志津川東団地(東)地区計画」「同志津川東団地(西)地区計画」「同志津川中央団地地区計画」「志津川西団地(東)地区計画」「志津川西団地(西)地区計画」

【期間】7月26日(水)～8月8日(火)

【場所】役場1階 復興推進課

【その他】縦覧期間中の都市計画(案)に対する意見書の提出ができます。

● 復興推進課区画整理係 ☎46-1382

南三陸消防署からのお知らせ



「土砂災害警戒情報」をご存知ですか？

「土砂災害警戒情報」発表時に発生した主な自然災害は、平成26年8月に広島市で発生した集中豪雨による土砂災害や昨年発生した台風10号により、岩手県宮古市などで土砂災害が発生しました。

土砂災害から身を守るために、「正しい情報と早めの避難が重要です」

■土砂災害警戒情報とは？

土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判定し、土砂災害発生の危険度が高まった場合に、都道府県と気象庁が共同で発表します。

■強い雨や長い雨には、土砂災害警戒情報を確認しましょう

気象庁や県のホームページ、テレビ、ラジオなどで確認できます。正しい情報をもとに行動をしましょう。大雨による電波障害でも、携帯ラジオがあると有効です。

■早めの避難を心がけましょう

- ① 事前に避難場所、避難経路を確認しましょう。
- ② 避難準備情報が発表された場合には、自主的な避難を心掛けましょう。

● 南三陸消防署 ☎46-2677 歌津出張所 ☎36-2222

平成29年火災・救急発生件数
(平成29年6月7日現在)

火災件数
4件(広域管内16件)

救急件数
志津川 164件 歌津 85件

無火災継続

27日

住宅火災無火災記録
27日継続中



飼主のいない猫を増やさないために



無責任な餌やりはやめましょう

飼主のいない猫の増加により、「庭にふん尿をする」「家に入ってくる」など、苦情や相談が多数寄せられています。一時的な感情で餌を与えると、周囲の迷惑となり、かえって不幸な猫を増やしてしまいます。また、餌を与えることで飼主とみなされ責任を負わなくてはなりません。むやみに餌を与えることはやめましょう。

問 環境対策課 ☎46-5528



適正な管理をするためには

- 猫は年間20頭以上の子猫を生みます。不用意な繁殖を防ぐために、不妊・去勢手術を行いましょう。
- ふん尿のトラブル・病気や事故を防止するために、室内で飼育しましょう。
- 責任をもって飼い続けましょう。

※飼えないからと動物を捨てたり、傷つけたり、殺したりする行為は、動物愛護法で固く禁止されています。違反した場合は、100万円から200万円以下の罰金もしくは、2年以下の懲役に処せられます。

飼い主のいない猫への 不妊・去勢手術に対する 助成事業を行っています。

宮城県獣医師会では、飼い主のいない猫への不妊・去勢手術に対して手術費用を一部助成する事業を行っています。助成を受けるためには条件がありますので、事前にお問い合わせください。

問 宮城県獣医師会 ☎022-297-1735

「サンオーレそではま」のお問い合わせは観光協会まで

県と町では、7月15日(予定)、人工海水浴場「サンオーレそではま」の海開きを目指し、急ピッチで整備を進めています。

今後の海開きに関する情報や海の家の出店、監視員の募集などに関するお問い合わせは、一般社団法人南三陸町観光協会のホームページをご覧ください。

問 商工観光課観光振興係 ☎46-1385

みなトレ
～南三陸のたからもの～

ご存知ですか?
文化財保護のこと

波伝谷板碑群 戸倉字戸倉地内

波伝谷板碑群は、平成元年の国道の拡幅工事に伴つて明神池から掘り出された28基の板碑で、現在は戸倉神社の境内に建っています。発見された時、板碑は折り重なるようにならに沈んでいました。これらはかつて沼に面した丘の上に建っていたものが、捨てられたのではないかと考えられます。沼から揚げられた直後は、刻印の部分に金箔を押したものがみられましたが、数日で剥がれてしまったそうです。

板碑は中世の供養碑です。戸倉地区では、これまで約43基の板碑が発見され、鎌倉時代の弘安6年(1283年)から室町時代の宝徳3年(1451年)までの年号は確認できました。が、南朝の年号や戦国時代に入つてからの板碑は確認されていません。

土地に埋もれている昔の建物跡やそれに伴う土器・石器などは町の大切な文化財です。一旦壊してしまえば二度と元に戻すことができません。これから住居の新築や土地の造成・改良などをお考えの場合は、必ず教育委員会にご一報ください。

問 教育委員会生涯学習課 ☎46-2639

南三陸の魅力、元気が詰まった広報紙

広報 南さんりく

お知らせ版 6月号

編集・発行／南三陸町企画課
☎ 0226-46-1371

04